個別法に基づく人権救済に資する取組の実施状況
（第６回人権教育・啓発関係府省庁連絡会議幹事会資料）

	個別法に基づく人権救済に係る取組	①取組の概要	②取扱件数	③外部からの評価
1	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 （平成１３年法律第３１号）	－	－	－
	配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護、援助等（第３条第３項） ※一時保護以外の援助	○都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすようにするものとされており、また、市町村も当該市町村が設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすよう努めている。 ○配偶者暴力相談支援センターでは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等を図るため、①相談や相談機関の紹介、②カウンセリング、③被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、④自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、⑤保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助、⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助を行っている。	○配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数 令和３年度　122,478件 令和４年度　122,211件 令和５年度　126,743件	○男女共同参画会議「女性に対する暴力に関する専門調査会」における取組状況の報告 ○第５次男女共同参画基本計画における成果目標 市町村における配偶者暴力相談支援センターの数 　119か所（2020年４月） →150か所（2025年４月） ※2024年４月：145か所
2	性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和４年法律第７８号）	－	－	－
	相談（第１７条）	○法第１７条が定めるAV出演被害防止・救済のための出演者等からの相談体制として、都道府県等に設置された性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける相談体制を整備し、医療的支援、法的支援、心理的支援等を提供している。	○AV出演被害防止・救済に係る相談件数 令和４年度（令和４年７月～令和５年３月）　164件 令和５年度　218件 （参考） 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターへの相談件数（被害類型を問わない） 令和３年度　58,771件 令和４年度　63,091件 令和５年度　69,100件	○男女共同参画会議「女性に対する暴力に関する専門調査会」における法施行状況の報告

個別法に基づく人権救済に資する取組の実施状況
（第６回人権教育・啓発関係府省庁連絡会議幹事会資料）

	個別法に基づく人権救済に係る取組	①取組の概要	②取扱件数	③外部からの評価
3	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 （平成２５年法律第６５号）	－	－	－
	指導等（第１２条）	障害を理由とする差別の禁止に関し、主務大臣は、特に必要があると認めるときは、主務大臣が事業者が適切に対応するために定める対応指針に定める事項について、事業者に対し、報告を求め、助言、指導、勧告をすることができるとするもの。	令和３年度　０件 令和４年度　０件 令和５年度　０件	―
	※障害者差別に関する相談実績がある地方公共団体数（内閣府調査）	※障害者差別解消法に基づく基本方針において「障害者差別に関する相談対応等に際しては、まず相談者にとって一番身近な市区町村が基本的な窓口を果たすことが求められる」としているところであり、まずは市区町村の相談対応による解決を目指すことを基本としていることから、参考記載。	令和３年度　504地方公共団体 令和４年度　492地方公共団体 令和５年度　448地方公共団体	―
	※全国の法務局・地方法務局及びその支局における令和５年の障害者を被害者とする差別待遇に関する人権相談件数（法務省調査）	※障害者基本計画において「障害者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談・紛争解決等を実施する体制の充実等に取り組むとともに、その利用の促進を図る」としているところであり、全国の法務局・地方法務局及びその支局において人権相談に取り組んでいることから、参考記載。	令和３年　1,367件 令和４年　1,291件 令和５年　1,403件	―

個別法に基づく人権救済に資する取組の実施状況
（第６回人権教育・啓発関係府省庁連絡会議幹事会資料）

	個別法に基づく人権救済に係る取組	①取組の概要	②取扱件数	③外部からの評価
4	ストーカー行為等の規制等に関する法律 （平成１２年法律第８１号）	－	－	－
	警告（第４条）	警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」）が、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等を行っている者に対し、自発的な行為の中止を求めるもの。	令和３年　2,055件 令和４年　1,868件 令和５年　1,534件	ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の人身安全関連事案は、被害が潜在化しやすい事案である一方で、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが大きいものである。 令和５年におけるストーカー事案の相談等の件数は高い水準で推移しており、また配偶者からの暴力事案等の相談等件数は過去最多となるなど、今後とも継続して人身安全関連事案対策を一層推進していく必要がある。 （2024年度行政事業レビューシート警察庁「人身安全関連事案対策の推進」）
	禁止命令（第５条）	都道府県公安委員会が、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等を行っている者に対し、当該行為の禁止等を命ずるもの。	令和３年　1,671件 令和４年　1,744件 令和５年　1,963件	
	警察本部長の援助等（第７条）	警察本部長等が、ストーカー行為等の被害を受けている者に対し、援助の申出に応じて、被害を自ら防止するための措置の教示等の必要な援助を実施するもの。	令和３年　8,173件 令和４年　7,894件 令和５年　8,105件	
5	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 （平成１３年法律第３１号）	－	－	－
	警察本部長等による援助（第８条の２）	警察本部長等が、配偶者からの暴力を受けている者に対し、援助の申出に応じて、被害を自ら防止するための措置の教示等の必要な援助を実施するもの。	令和３年　21,525件 令和４年　21,991件 令和５年　20,172件	上記４に同じ。
6	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 （平成１７年法律第５０号）	－	－	－
	審査の申請及び再審査の申請（第２２９条及び第２３０条）	処分性のある行為等に係る審査の申請は、まず警察本部長に対して行われ、これに不服があるときに都道府県公安委員会に対し申し立てることになっている。	○申請件数 令和３年度 審査：131件、再審査：13件 令和４年度 審査： 76件、再審査：６件 令和５年度 審査： 56件、再審査：７件	都道府県公安委員会は、都道府県警察の民主的運営を保障するため、住民の良識を代表する合議制の機関として置かれ、第三者的な立場から、都道府県警察を管理するものである。都道府県公安委員会の不服申立ての審査は、第三者的な立場から客観的かつ公平に行われ、不服申立てに理由がある場合は、都道府県公安委員会が申請の対象である処分を取り消すなどの措置を執ることとなる。
	事実の申告（第２３１条及び第２３２条）	身体に対する違法な有形力の行使についての事実の申告は、まず警察本部長に対して行われ、これに不服があるときに都道府県公安委員会に対し申し立てることになっている。	○申告件数 令和３年度 警察本部長：92件 公安委員会：４件 令和４年度 警察本部長：69件 公安委員会：３件 令和５年度 警察本部長：63件 公安委員会：２件	
	苦情の申出（第２３３条から第２３５条まで）	処遇全般に関する苦情の申出は、警察本部長、警察本部長の指名により留置施設の実地監査をする監査官、留置業務管理者のいずれに対してもすることができる。	○申出件数 令和３年度　1,400件 令和４年度　1,437件 令和５年度　1,889件	警察法第79条に基づき都道府県公安委員会に対する苦情の申出もすることができる。

個別法に基づく人権救済に資する取組の実施状況
（第６回人権教育・啓発関係府省庁連絡会議幹事会資料）

	個別法に基づく人権救済に係る取組	①取組の概要	②取扱件数	③外部からの評価
7	児童福祉法 （昭和２２年法律第１６４号）	－	－	－
	保護者に対する指導（第２６，２７条）	児童虐待を受けたと思われる児童として通告のあった児童の保護者等について、児童福祉司や児童委員等による指導を行う。	令和２年　4,927件 令和３年　5,046件 令和４年　5,455件 出典：福祉行政報告例（令和６年９月現在）	－
	報告、送致等を受けた場合の措置（里親委託、施設入所等）（第２７条）	都道府県は、児童虐待を受けたと思われる児童として通告のあった児童等について、里親等への委託、児童養護施設等への入所等の措置を採る。	○児童養護施設 令和２年　2,274件　令和３年　2,360件　令和４年　2,273件 ○乳児院 令和２年　663件　令和３年　685件　令和４年　711件 ○里親委託等（里親・ファミリーホーム） 令和２年　656件　令和３年　617件　令和４年　689件 ○その他施設（児童自立支援施設・児童心理治療施設等） 令和２年　755件　令和３年　759件　令和４年　767件 出典：福祉行政報告例（令和６年９月現在）	－
	一時保護（第３３条）	児童相談所において、必要があると認める場合に、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、一時保護を行う（委託一時保護を含む）。	令和２年　48,747件 令和３年　49,884件 令和４年　52,411件 出典：福祉行政報告例（令和６年９月現在）	－
	児童福祉施設に対する改善命令・事業停止命令（第４６条）	・都道府県知事が、都道府県が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び内閣総理大臣が定める里親の行う養育の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させる。 ・都道府県知事が、児童福祉施設の設備又は運営が都道府県の定める基準に達しないときは、その施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又はその施設の設置者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずる。 ・都道府県知事が、児童福祉施設の設備又は運営が都道府県の定める基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずる。	―	－

個別法に基づく人権救済に資する取組の実施状況
（第６回人権教育・啓発関係府省庁連絡会議幹事会資料）

	個別法に基づく人権救済に係る取組	①取組の概要	②取扱件数	③外部からの評価
8	総合法律支援法 （平成１６年法律第７４号）	－	－	－
	民事法律扶助業務（第３０条第１項第２号）	経済的にお困りの方が法的トラブルに遭ったときに、無料で法律相談を行い（一般法律相談援助）、必要な場合、民事裁判等手続に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う（代理援助、書類作成援助）業務	○法律相談援助 令和３年度　312,770件 令和４年度　309,762件 令和５年度　312,146件 ○代理援助、書類作成援助 令和３年度　106,871件 令和４年度　104,852件 令和５年度　108,602件	日本司法支援センター評価委員会項目別評価「民事法律扶助業務の質の向上に向けた取組状況」 令和３年度評価　B（所期の目標を達成していると認められる） 令和４年度評価　A（所期の目標を上回る成果が得られていると認められる） 令和５年度評価　B
9	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 （平成１７年法律第５０号）	－	－	－
	審査の申請・再審査の申請（第１５７条、第１６２条）	刑事施設の長による懲罰、書籍の閲覧の禁止、信書の発受の制限等の一定の不利益処分の取消し等を求める場合、矯正管区の長が第一次審査を行い、その判断に不服がある場合には法務大臣に申請（再審査の申請）することができる制度であって、申請に理由があると認められた場合は、認容裁決により当該処分の全部又は一部を取消・変更するほか、認容裁決に至らずとも施設の措置等に問題が認められた場合には、矯正管区又は矯正局から施設に対して指導を行う。	○申請件数 審査の申請 令和３年　4,117件 令和４年　5,657件 令和５年　4,681件 再審査の申請 令和３年　1,729件 令和４年　1,580件 令和５年　2,156件	再審査の申請及び法務大臣に対する事実の申告のうち、施設の措置等に違法不当がないなどとして処理する場合、公平かつ公正な救済を確保するため、有識者５名程度で構成された「刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会」（以下「調査検討会」という。）に付議し、必要な意見や提言をいただくこととしているところ、令和５年度において、調査検討会の意見等の活用については、以下のとおり。 ①調査検討会開催数：１６回 ②調査検討会への付議件数：２７４件 ③調査検討会からの意見数（意見の概要）：１３件（信書の一部抹消、保護室収容、有形力の行使等について） ④調査検討会からの提言数（提言の概要）：１件（保護室の収容期間が不当） ⑤調査検討会からの意見等への対応状況（施設運営への反映状況）：関係職員への伝達、研修や職務研究会の実施など
	事実の申告（第１６３条、第１６５条）	刑事施設の被収容者が、職員による有形力の行使、保護室への収容、手錠の使用等の事実行為があったことを申告する場合、矯正管区の長が第一次審査を行い、その判断に不服がある場合には法務大臣に申告することができる制度であって、当該事実があったことを確認した場合において、必要があると認めるときは、同様の行為の再発防止のため必要な措置等を執るほか、事実があるとまでは認められずとも施設の措置等に問題が認められた場合には、矯正管区又は矯正局から施設に対して指導を行う。	○申告件数 矯正管区の長に対する事実の申告 令和３年　1,393件 令和４年　1,858件 令和５年　1,360件 法務大臣に対する事実の申告 令和３年　606件 令和４年　885件 令和５年　790件	
	苦情の申出（第１６６条～１６８条）	刑事施設の被収容者が、施設において自己が受けた処遇全般について、刑事施設の長に対する苦情の申出、監査官に対する苦情の申出又は法務大臣に対する苦情の申出のいずれかを自ら選択して申出をすることができる制度であって、申出に理由があると認められた場合には、採択決定とともに、施設に必要な措置等を執るほか、採択決定に至らずとも施設の措置等に問題が認められた場合には、矯正局から施設に対して指導を行う。	○申出件数 法務大臣に対する苦情の申出 令和３年　4,040件 令和４年　5,252件 令和５年　5,528件 ※監査官及び刑事施設の長に対する苦情の申出は集計データなし。	―

個別法に基づく人権救済に資する取組の実施状況
（第６回人権教育・啓発関係府省庁連絡会議幹事会資料）

	個別法に基づく人権救済に係る取組	①取組の概要	②取扱件数	③外部からの評価
10	少年院法 （平成２６年法律第５８号）	－	－	－
	救済の申出（第１２０条）、苦情の申出（第１２９条、第１３０条）	少年院の在院者が、施設において自己が受けた処遇全般について、少年院の長に対する苦情の申出、監査官に対する苦情の申出又は法務大臣に対する救済の申出のいずれかを自ら選択して申出をすることができる制度であって、少年院の長による一定の措置が違法又は不当であると認められた場合には、当該措置の全部又は一部を取消・変更するほか、有形力の行使等の事実行為が違法又は不当であると認められた場合において、必要があると認めるときは、同様の行為の再発防止のため必要な措置等を執る。	○申出件数 救済の申出 令和３年　53件 令和４年　43件 令和５年　72件 ※苦情の申出は集計データなし。	—
11	少年鑑別所法 （平成２６年法律第５８号）	－	－	－
	救済の申出（第１０９条）、苦情の申出（第１１８条、第１１９条）	少年鑑別所の在所者が、施設において自己が受けた処遇全般について、少年鑑別所の長に対する苦情の申出、監査官に対する苦情の申出又は法務大臣に対する救済の申出のいずれかを自ら選択して申出をすることができる制度であって、少年鑑別所の長による一定の措置が違法又は不当であると認められた場合には、当該措置の全部又は一部を取消・変更するほか、有形力の行使等の事実行為が違法又は不当であると認められた場合において、必要があると認めるときは、同様の行為の再発防止のため必要な措置等を執る。	○申出件数 救済の申出 令和３年　3件 令和４年　3件 令和５年　2件 ※苦情の申出は集計データなし。	—

個別法に基づく人権救済に資する取組の実施状況
（第６回人権教育・啓発関係府省庁連絡会議幹事会資料）

	個別法に基づく人権救済に係る取組	①取組の概要	②取扱件数	③外部からの評価
12	出入国管理及び難民認定法 （昭和２６年政令第３１９号）	－	－	－
	審査の申請・再審査の申請（第５５条の６８、第５５条の７３）	隔離、書籍の閲覧の禁止、信書の発受の制限等の入国者収容所長等による一定の不利益処分について、入国者収容所等の被収容者がその取消し等を求める場合、出入国在留管理庁長官が第一次審査を行い、その判断に不服がある場合には法務大臣に申請（再審査の申請）することができる制度であって、申請に理由があると認められた場合は、認容裁決により当該処分の全部又は一部を取消・変更するほか、認容裁決に至らずとも入国者収容所等の措置等に問題が認められた場合には、出入国在留管理庁から入国者収容所等に対して指導を行う。	集計中 （令和６年６月１０日に施行された改正出入国管理及び難民認定法に基づき運用を開始したものであるため）	―
	事実の申告（第５５条の７４、第５５条の７６）	職員による有形力の行使、保護室への収容、手錠の使用等の事実行為について、入国者収容所等の被収容者がその事実を申告する場合、出入国在留管理庁長官が第一次審査を行い、その判断に不服がある場合には法務大臣に申告することができる制度であって、当該事実があったことを確認した場合において、必要があると認めるときは、同様の行為の再発防止のため必要な措置等を執るほか、事実があるとまでは認められずとも入国者収容所等の措置等に問題が認められた場合には、出入国在留管理庁から入国者収容所等に対して指導を行う。	集計中 （令和６年６月１０日に施行された改正出入国管理及び難民認定法に基づき運用を開始したものであるため）	―
	苦情の申出（第５５条の７７～７９）	入国者収容所等の被収容者が、入国者収容所等において自己が受けた処遇全般について、入国者収容所長等に対する苦情の申出、監査官に対する苦情の申出又は法務大臣に対する苦情の申出のいずれかを自ら選択して申出をすることができる制度であって、申出に理由があると認められた場合には、採択決定とともに、入国者収容所等に必要な措置等を執るほか、採択決定に至らずとも入国者収容所等の措置等に問題が認められた場合には、出入国在留管理庁から入国者収容所等に対して指導を行う。	集計中 （令和６年６月１０日に施行された改正出入国管理及び難民認定法に基づき運用を開始したものであるため）	―
13	法務省設置法 （平成１１年法律第９３号）	－	－	－
	調査救済手続・人権相談（第４条第１項第２６号、第２９号）	法務省の人権擁護機関は、全国の法務局・地方法務局等において、各種人権問題について広く人権相談に応じているほか、申告等を通じて、人権侵害の疑いのある事案に接した場合には、人権侵犯事件として調査を開始し、調査の結果に基づき、事案に応じた適切な措置を講じている。	○人権侵犯事件新規救済手続開始件数 令和３年　8,581件 令和４年　7,859件 令和５年　8,962件 ○人権相談 令和３年　166,457件 令和４年　159,864件 令和５年　176,053件	人権の場合には調査、援助、調整、説示、勧告、要請、告発など様々な救済手段が整備されている、これはほかの相談制度にはない非常に大きな特色だと思う（中略）国家の機関の権威と信用性をバックボーンとして調整その他をするから、相手方としても十分丁寧な対応をしなければいけないというふうなことになるからだと思う （法務省政策評価有識者会議（第70回）令和５年６月14日）

個別法に基づく人権救済に資する取組の実施状況
（第６回人権教育・啓発関係府省庁連絡会議幹事会資料）

	個別法に基づく人権救済に係る取組	①取組の概要	②取扱件数	③外部からの評価
14	いじめ防止対策推進法 （平成２５年法律第７１号）	－	－	－
	いじめに対する措置（第２３条）、学校の設置者等による対処（第２８条）	いじめ事案が発生したと思われる場合や通報があった場合は、速やかにいじめの有無を確認し、早期に対応するために必要な措置を講ずること。また、いじめ防止対策推進法第28条に定めるいじめの重大事態と認められる場合、事実関係を明確にするための調査を実施すること。	○いじめの認知件数 令和３年度　約61万5千件 令和４年度　約68万2千件 令和５年度　約73万3千件 ○いじめの重大事態件数 令和３年度　　705件 令和４年度　　919件 令和５年度　1,306件 ○24時間子供SOSダイヤルの相談件数 令和３年度　約14万5千件 令和４年度　約14万2千件 令和５年度　約18万1千件	いじめの認知をできるだけ進め、見逃しをなくして、そして、早期に発見し、解消していく。認知件数が60万件を超えるという状況になったわけです。それは、いじめを見逃さないという意味で評価がされるわけです。（令和3年度第1回いじめ防止対策協議会令和3年11月22日）

個別法に基づく人権救済に資する取組の実施状況
（第６回人権教育・啓発関係府省庁連絡会議幹事会資料）

	個別法に基づく人権救済に係る取組	①取組の概要	②取扱件数	③外部からの評価
15	障害者の雇用の促進等に関する法律 （昭和３５年法律第１２３号）	－	－	－
	合理的配慮・差別の禁止に係る指導等（第３６条の６）	法第34条及び第35条（障害者に対する差別の禁止）並びに第36条の２から第36条の４（合理的配慮の提供義務）の規定の施行に関し必要があると認めるときに、厚生労働大臣が実施。	令和３年 ９件（助言９・指導０・勧告０） 令和４年 １件（助言１・指導０・勧告０） 令和５年 20件（助言18・指導２・勧告０）	―
	紛争の解決の援助に係る指導等（第７４条の６）	障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務についての障害者である労働者と事業主との紛争に関し、当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合に、都道府県労働局長が当事者に対して必要な助言、指導又は勧告を実施。	○援助申立受理件数 令和３年　２件 令和４年　１件 令和５年　10件	―
	調停（第７４条の７）	都道府県労働局長が、障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務についての障害者である労働者と事業主との紛争に関し、当事者の双方又は一方から調停の申請があった場合において必要があると認めるときに、都道府県労働局長が紛争調停委員会に調停を行わせるもの。	○調停申請受理件数 令和３年　10件 令和４年　９件 令和５年　９件	―

個別法に基づく人権救済に資する取組の実施状況
（第６回人権教育・啓発関係府省庁連絡会議幹事会資料）

	個別法に基づく人権救済に係る取組	①取組の概要	②取扱件数	③外部からの評価
16	個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律 （平成１３年法律第１１２号）	－	－	－
	情報提供、助言、指導（第３条、第４条）	総合労働相談コーナーでは、労働問題に関するあらゆる分野について情報提供・個別相談のワンストップサービスを行っている他、都道府県労働局長の助言・指導により、民事上の個別労働紛争解決援助を行う。	○民事上の個別労働関係紛争相談件数 令和３年度　284,139件 令和４年度　272,185件 令和５年度　266,162件 ○助言・指導申出件数 令和３年度 8,484件（処理終了件数8,466件） 令和４年度 7,920件（処理終了件数7,919件） 令和５年度 8,372件（処理終了件数8,275件）	—
	紛争調整委員会によるあっせん（第５条）	紛争当事者の間に、公平・中立な第三者として労働問題の専門家が入り、双方の主張の要点を確かめ、調整を行い、話し合いを促進することにより、いじめ・嫌がらせなどを含む民事上の個別労働紛争紛争の解決を図る。	○あっせん申請件数 令和３年度 3,760件（処理終了件数3,819件） 令和４年度 3,467件（処理終了件数3,407件） 令和５年度 3,687件（処理終了件数3,681件）	—
17	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和４７年法律第１１３号）	－	－	－
	紛争の解決の援助（第１７条）	都道府県労働局長が、労働者と事業主との間のトラブルを法に忠実かつ客観的な立場から、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、法律の趣旨に沿って問題解決に必要な具体策を提示（助言・指導・勧告）することでトラブルの解決を図る。	○紛争解決の援助申立受理件数 令和３年度　177件 令和４年度　196件 令和５年度　216件	—
	調停（第１８条）	調停委員が、当事者である労働者と事業主双方から事情を聴取し、紛争解決の方法として調停案を作成し、当事者双方に調停案の受諾を勧告することで紛争の解決を図る。	○調停申請受理件数 令和３年度　59件 令和４年度　76件 令和５年度　94件	—

個別法に基づく人権救済に資する取組の実施状況
（第６回人権教育・啓発関係府省庁連絡会議幹事会資料）

	個別法に基づく人権救済に係る取組	①取組の概要	②取扱件数	③外部からの評価
18	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和４１年法律第１３２号）	－	－	－
	紛争の解決の援助（第３０条の５）	都道府県労働局長が、労働者と事業主との間のトラブルを法に忠実かつ客観的な立場から、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、法律の趣旨に沿って問題解決に必要な具体策を提示（助言・指導・勧告）することでトラブルの解決を図る。	○紛争解決の援助申立受理件数 令和３年度　401件 令和４年度　1,409件 令和５年度　1,603件	—
	調停（第３０条の６）	調停委員が、当事者である労働者と事業主双方から事情を聴取し、紛争解決の方法として調停案を作成し、当事者双方に調停案の受諾を勧告することで紛争の解決を図る。	○調停申請受理件数 令和３年度　195件 令和４年度　368件 令和５年度　593件	—
19	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）	－	－	－
	紛争の解決の援助（第５２条の４）	都道府県労働局長が、労働者と事業主との間のトラブルを法に忠実かつ客観的な立場から、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、法律の趣旨に沿って問題解決に必要な具体策を提示（助言・指導・勧告）することでトラブルの解決を図る。	○紛争解決の援助申立受理件数 令和３年度　149件 令和４年度　128件 令和５年度　150件	—
	調停（第５２条の５）	調停委員が、当事者である労働者と事業主双方から事情を聴取し、紛争解決の方法として調停案を作成し、当事者双方に調停案の受諾を勧告することで紛争の解決を図る。	○調停申請受理件数 令和３年度　16件 令和４年度　13件 令和５年度　19件	—
20	短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年法律第７６号）	－	－	－
	紛争の解決の援助（第２４条）	都道府県労働局長が、労働者と事業主との間のトラブルを法に忠実かつ客観的な立場から、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、法律の趣旨に沿って問題解決に必要な具体策を提示（助言・指導・勧告）することでトラブルの解決を図る。	○紛争解決の援助申立受理件数 令和３年度　26件 令和４年度　22件 令和５年度　31件	—
	調停（第２５条）	調停委員が、当事者である労働者と事業主双方から事情を聴取し、紛争解決の方法として調停案を作成し、当事者双方に調停案の受諾を勧告することで紛争の解決を図る。	○調停申請受理件数 令和３年度　30件 令和４年度　12件 令和５年度　15件	—

個別法に基づく人権救済に資する取組の実施状況
（第６回人権教育・啓発関係府省庁連絡会議幹事会資料）

	個別法に基づく人権救済に係る取組	①取組の概要	②取扱件数	③外部からの評価
21	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 （令和４年法律第５２号）	－	－	－
	女性相談支援センターにおける一時保護、援助等（第９条第３項）	女性相談支援センターでは、 ①相談や相談機関の紹介、②支援対象者及び同伴家族の安全確保並びに一時保護、③医学的又は心理学的な援助等、④自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、⑤居住して保護を受けることができる施設の利用についての情報提供その他の援助を行っている。	○来所相談人数 令和２年度　10,591人 令和３年度　 9,281人 令和４年度　 8,977人 ○一時保護者数（一時保護委託を含む） 令和２年度　8,679人 令和３年度　7,491人 令和４年度　7,336人	令和５年度行政事業レビューシートにおいて、「引き続き必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること」とされている。
	女性自立支援施設における保護（第12条）	女性自立支援施設では、 ①困難な問題を抱える女性の保護、②医学的又は心理学的な援助、③自立促進のための生活支援、④退所した者への相談その他の援助を行っている。	○入所者数 令和２年度　244人 令和３年度　200人 令和４年度　220人	令和５年度行政事業レビューシートにおいて、「引き続き必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること」とされている。
22	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 （平成１３年法律第３１号）	－	－	－
	配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護、援助等（第３条第３項）	○都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす用にするものとされており、また、市町村も当該市町村が設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすよう努めている。 ○配偶者暴力相談支援センターでは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等を図るため、①相談や相談機関の紹介、②カウンセリング、③被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、④自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、⑤保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助、⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助を行っている。 （再掲）	○配偶者からの暴力被害者を含む女性相談支援センターにおける一時保護者数（一時保護委託を含む） 令和２年度　8,679人 令和３年度　7,491人 令和４年度　7,336人	女性相談支援センターによる一時保護については、令和５年度行政事業レビューシートにおいて、「引き続き必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること」とされている。
	女性自立支援施設における保護（第５条）	女性自立支援施設では、被害者の保護を行っている。	○配偶者からの暴力被害者を含む女性自立支援施設における入所者数 令和２年度　244人 令和３年度　200人 令和４年度　220人	令和５年度行政事業レビューシートにおいて、「引き続き必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること」とされている。

※項番21の②取扱件数及び③外部からの評価は、法施行前の売春防止法（昭和31年法律第118号）の規定に基づき、婦人相談所及び婦人保護施設において対応していたことを踏まえた記載。

個別法に基づく人権救済に資する取組の実施状況
（第６回人権教育・啓発関係府省庁連絡会議幹事会資料）

	個別法に基づく人権救済に係る取組	①取組の概要	②取扱件数	③外部からの評価
23	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成２３年法律第７９号）	－	－	－
	一時保護、施設入所（第９条第２項）	市町村は、養護者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者からの通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出があった場合には、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため、当該市町村等の設置する障害者支援施設等に入所させるなどの適切な措置を講じている。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）及び知的障害者福祉法にいう知的障害者（以下「知的障害者」という。）以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定に基づく障害福祉サービスを提供している。	○被虐待者数（うち、虐待者と分離保護した人数） 令和２年度　1,775人（654人） 令和３年度　2,004人（701人） 令和４年度　2,130人（714人）	・行政事業レビューにて外部評価を実施 「行政事業レビュー見える化サイト」「障害者虐待防止・権利擁護事業」（https://rssystem.go.jp/project/415736c0-11bd-455d-93ec-c68e3e83913d/report） ・障害者虐待防止法に基づいた対応状況等に関しては、厚生労働省の以下ホームページに公表している。 「都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等」（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/index.html）
	居室の確保（第１０条）	市町村は、養護者による障害者虐待を受けた障害者について第９条第２項の措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講じている。	○身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との事前の調整 令和２年度　683自治体 令和３年度　682自治体 令和４年度　670自治体	
	虐待を行った養護者に対する面会の制限（第１３条）	第九条第二項の措置が採られた場合において、市町村長又は当該措置に係る障害者支援施設等若しくはのぞみの園の長若しくは当該措置に係る身体障害者福祉法第十八条第二項に規定する指定医療機関の管理者は、養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護の観点から、当該養護者による障害者虐待を行った養護者について当該障害者との面会を制限することができる。	○虐待者との分離保護を実施した人数のうち、面会制限を行った事例 令和２年度　203人 令和３年度　185人 令和４年度　207人	
	養護者に対する指導等（第３２条第２項第２号）	市町村障害者虐待防止センターは、養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行っている。	○養護者に対する助言・指導 令和２年度　772人 令和３年度　845人 令和４年度　961人	
	財産上の不当取引による被害の防止等（第４３条）	市町村は、養護者、障害者の親族、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で障害者と行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による障害者の被害について、相談に応じ、若しくは関係機関を紹介し、又は市町村障害者虐待対応協力者にそれらの実施を委託している。 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者について、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求を行っている。	○市町村長申立の事例 令和２年度　60人 令和３年度　81人 令和４年度　83人	

個別法に基づく人権救済に資する取組の実施状況
（第６回人権教育・啓発関係府省庁連絡会議幹事会資料）

	個別法に基づく人権救済に係る取組	①取組の概要	②取扱件数	③外部からの評価
24	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 （昭和２５年法律第１２３号）	－	－	－
	精神保健指定医制度（第18条）	措置入院・医療保護入院時等の判定や、入院者の行動制限の必要性の判定等の職務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められる者を精神保健指定医に指定している。	－	－
	精神医療審査会による退院・処遇の審査等（第３８条の５）	精神科病院に入院中の者又はその家族等から退院等又は処遇改善の請求があった場合は、都道府県知事は、精神医療審査会に審査を求め、その結果に基づき、退院させること又は処遇改善のために必要な措置を採ることを命じる。	精神医療審査会の審査件数 〇退院の請求 令和３年度　2,886件 令和４年度　3,011件 令和５年度　3,152件 〇処遇改善の請求 令和３年度　603件 令和４年度　521件 令和５年度　701件 （衛生行政報告例）	－
	精神科病院における入院中の者の処遇に関する改善命令（第３８条の７）	厚生労働大臣又は都道府県知事は、精神科病院に入院中の者の処遇が精神保健福祉法の規定に違反等しているときは、精神科病院の管理者に対し、改善計画の提出や必要な措置を採ることを命ずることができる。	－	－
	精神科病院における虐待防止措置や業務従事者による障害者虐待に関する改善命令（第40条の６）	厚生労働大臣又は都道府県知事は、精神科病院において虐待防止措置が講じられていないと認めるときや障害者虐待に関する通報又は届出に係る精神科病院において業務従事者による障害者虐待が行われたと認めるときは改善計画の提出や必要な措置を採ることを命ずることができる。	－	－

個別法に基づく人権救済に資する取組の実施状況
（第６回人権教育・啓発関係府省庁連絡会議幹事会資料）

	個別法に基づく人権救済に係る取組	①取組の概要	②取扱件数	③外部からの評価
25	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成１７年法律第１２４号）	－	－	－
	養護者に対する指導等（第６条）	市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行っている。	○養護者に対する助言・指導 令和２年度　6,815人 令和３年度　6,983人 令和４年度　7,299人	・行政事業レビューにて外部評価を実施「行政事業レビュー見える化サイト」 「高齢者虐待防止調査委託費」 （https://rssystem.go.jp/project/a467039a-cac2-45fe-bc7c-bbe31fd77bd7/report） 「高齢者権利擁護推進事業」 （https://rssystem.go.jp/project/f3a94adb-3925-4caf-b16b-935d672871af/report） ・高齢者虐待防止法に基づいた対応状況等に関しては、厚生労働省ホームページに公表している。 「法律に基づく対応状況等に関する調査結果、及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について」 （https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22753.html）
	一時保護（第９条第２項）	市町村又は市町村長は、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者からの通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出があった場合には、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため、老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させるなどの適切な措置を講じている。	○被虐待者数（うち、虐待者と分離保護した人数） 令和２年度　17,281人（6,620人） 令和３年度　16,426人（4,958人） 令和４年度　16,669人（4,801人）	
	居室の確保（第１０条）	市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講じている。	○老人福祉法による措置に必要な居室確保のための関係機関との調整 令和２年度　1,294自治体 令和３年度　1,324自治体 令和４年度　1,333自治体	
	高齢者虐待を行った養護者に対する面会の制限（第１３条）	老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合において、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。	○虐待者との分離保護を実施した人数の内、面会制限を行った事例 令和２年度　644人 令和３年度　474人 令和４年度　531人	
	財産上の不当取引による被害の防止等（第２７条）	市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者と行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者にそれらの実施を委託している。 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求を行っている。	○市町村長申立の事例 令和２年度　1,003人 令和３年度　　909人 令和４年度　　950人	

個別法に基づく人権救済に資する取組の実施状況
（第６回人権教育・啓発関係府省庁連絡会議幹事会資料）

	個別法に基づく人権救済に係る取組	①取組の概要	②取扱件数	③外部からの評価
26	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 （平成１７年法律第５０号）	－	－	－
	審査請求・再審査請求（第２７５条、第２７６条）	海上保安留置業務管理者の措置に不服がある者は、書面で、その海上保安留置施設の所在地を管轄する管区海上保安本部長に対し、審査の申請をすることができる。 また、上記審査の申請の裁決に不服がある者は、書面で、海上保安庁長官に対し、再審査の申請をすることができる。	０件（令和３年～令和５年）	―
	事実の申告（第２７７条、第２７８条）	海上保安被留置者は、自己に対する海上保安留置担当官による行為（身体に対する違法な有形力の行使等）があったときは、書面で、その海上保安留置施設の所在地を管轄する管区海上保安本部長に対し、その事実を申告することができる。 また、上記事実の申告を受けた通知の内容に不服があるときは、書面で、海上保安庁長官に対し、上記事実を申告することができる。	０件（令和３年～令和５年）	―
	苦情の申出（第２７９条～２８１条）	海上保安被留置者は、自己に対する海上保安留置業務管理者の措置その他自己が受けた処遇について、口頭又は書面で、海上保安庁長官、監査官又は海上保安留置業務管理者に対し、苦情の申出をすることができる。 ※長官に対しては書面での申出のみ	０件（令和３年～令和５年）	―